

# 食の安全安心確保推進体制・機能フロー

( 県民参加の推進機関 )

( 県の推進機関 )

**食品安全推進県民会議**  
平成17年10月1日施行

○大分県食の安全・安心推進条例第28条  
次に掲げる事務を行うため、大分県食品安全推進県民会議を置く。

<所掌事務>

- ① 食の安全・安心の確保に関する施策及び施策の評価に関すること。
- ② 食の安全・安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。
- ③ 食の安全・安心の確保に関する県民参画の促進に関すること。
- ④ その他食の安全・安心の確保の推進に関すること。

<構成>  
消費者、生産・製造者、販売・流通業者の代表及び学識経験者等20名

**食の安全確保推進本部**  
平成15年9月1日設置

**食の安全確保推進本部会議**

○大分県食の安全・安心推進条例第4条第1項に定める食の安全・安心の確保のための総合的な施策を策定し、及び実施する。

<所掌事務>

- ① 食の安全・安心の確保に関する施策の総合調整に関すること。
- ② 条例第9条に定める危機管理体制の整備その他の緊急時における食の安全・安心の確保に係る調整に関すること。

<構成>  
本部長：副知事 本部員：関係部長等

施策等の指示 ↓ ↑ 実施状況の報告

**食の安全確保推進本部幹事会**

○推進本部の決定に基づき各種施策を実施する。

<内容>

- ・推進本部に付議する事項の協議
- ・本部長からの指示事項の処理

<構成>  
関係各課長等

